

京都市告示第 3 4 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

京都市長 門 川 大 作

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	周山北谷水 1 号	右京区京北周山町北谷 2 番地の 2 地先 同上	
2	周山北谷水 2 号	右京区京北周山町北谷 2 番地の 2 地先 同上	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	太秦安井水 0010 号	右京区太秦安井奥畑町 29 番地 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)